

# 申請書

平成 年 月 日

【実施機関の長】 あて

北海道の区域外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の対象となる者であることを認定していただきたく、申請いたします。

なお、申請書に記入した内容は事実と相違ありません。

【申請者】

(フリガナ)		生年月日	明大 年 月 日生 昭平 (満 歳)
氏名		電話番号	
住所			
申請理由			

【添付書類】

〔1. 必須書類〕 家系図及び戸籍謄本
〔2. 原則として添付しなければならない書類〕 除籍謄本 ※除籍謄本を取得できない場合、その自治体名を記入⇒ ( )
〔3. 除籍謄本では根拠が不足する場合、添付しなければならない書類〕 認定の根拠となる資料 (資料名: ) ※写しでも可

## 申請に当たっての注意事項

### 1 【申請者】について

「電話番号」は、申請内容を確認することがあるので、日中連絡できる番号を必ず記入してください。

### 2 【添付書類】について

- (1) 「家系図」は、アイヌの血族等であることが確認できるよう作成してください。
- (2) 「戸籍謄本」及び「除籍謄本」は、アイヌの血族等であることが確認できるよう先祖を遡って取得し、添付してください。
- (3) 「除籍謄本」が市町村等に保管されていないため取得できないなど、除籍謄本では根拠が不足する場合には、認定の根拠となる資料（書籍等）を添付してください。

#### 戸籍謄本等について

- ・ 戸籍は、本籍や家族関係が記載された公文書で、戸籍謄本は、その内容全部を写したものです。
- ・ 除籍謄本は、戸籍の全員が死亡や他の戸籍に移ったことで除かれた戸籍の内容全部を写したものです。
- ・ 戸籍謄本や除籍謄本は、現在電算化が進んでおり、電算化されたものは「全部事項証明（書）」という名称になっています。
- ・ 戸籍制度が変更になった場合、新たな様式の戸籍が作成されますが、それまでの古い様式の戸籍を「改製原戸籍」といい、「改製原戸籍」の謄本も、先祖をたどる上で必要となる場合があります。
- ・ 1通ごとに手数料が必要です。
- ・ 郵送で取得できます。

### 3 提出先・問合せ先

（実施機関の連絡先）

公益社団法人北海道アイヌ協会

〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西7丁目1かでの2・7ビル7階

電話 011-221-0462 ファックス 011-221-0672

Email : info@ainu-assn.or.jp（送信される場合は@は半角です）